

## 介護保険指定事業者のみなし指定について

保険薬局の指定を受けた薬局は、当該薬局が行う介護サービス(介護保険法で定められたサービスに限る。以下同じ。)について、介護保険法第71条(介護保険法第115条の11において準用する場合を含む。)の規定により、介護保険指定事業者(指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者)とみなされます。

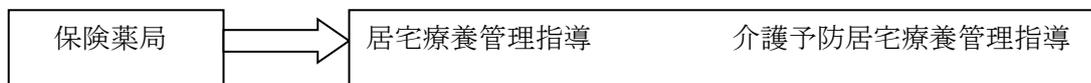
貴薬局が、介護サービスを実施しない時は、市長に対して、指定を不要とする旨の申出をすることにより、みなし指定が行われなくなります。

つきましては、貴薬局が介護サービスを実施しない場合は、「指定を不要とする旨の申出書」のご提出をお願いします。

(提出は郵送をお願いします。日付は新規保険薬局として指定を受けられた日付をお願いします。)

### 【参考】

○介護保険法によりみなし指定されるサービス



○すぐに実施する予定のないサービスについては、指定を不要とする申出をしていただいた上で、実際にサービスの提供が可能になった時点で申出を取り下げる手続きをお取りいただきますようお願いいたします。